

## 会 議 結 果 報 告 書

会 議 名 称	政策会議	
日 時	令和6年4月15日(月) 午後1時30分～午後1時44分	
場 所	本庁舎3階3A会議室	
出席者	出 席	市長、内田副市長、高橋副市長、教育長、政策部長、総務部長、都市部長
	事務局	総合政策課長、課長代理(政策調整担当)、担当秘書課長

議題：秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正することについて	
担当部課等	こども健康部保育こども園課
説明者	こども健康部長、保育こども園課長、課長代理(認定・入所担当)
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p><b>【説明】</b> 資料に基づいて説明。</p> <p><b>【質疑及び意見等】</b> 問. 市内で満3歳児以上を対象とする小規模保育事業が行われていないのは何故か。 答. 小規模保育事業は、元々0歳から2歳を対象としていたが、令和5年4月のこども家庭庁からの通知により、市町村のニーズに応じて5歳まで預かることができるものとされた。この情報を事業者に伝えたところ、現状で実施の意向はない旨の回答があった。</p> <p>問. 「女性と子どもの住みやすいまちづくり」の観点から、3歳以上についても実施する必要があるのではないか。 答. 小規模保育事業を行っているつくしんぼ保育園と煌星(きらほし)保育園では、同法人の民間保育園において3歳から5歳までの受け入れを行っている。また、3歳以上については幼稚園の利用も可能であるため、受け皿としては充足できている。</p>
会議結果	原案了承